誓　約　書

|  |
| --- |
| 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第56条第１項に定める欠格要件１　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者＊又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者　　＊主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。２　この法律、フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者３　法第58条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者４　フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの５　法第58条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者６　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの７　法人でその役員のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの |

申請者は、上記欠格要件１から７のいずれにも該当しないことを誓約します。

　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）